

三股町特別職報酬等審議会答申書

1 はじめに

三股町特別職報酬等審議会は、令和7年9月12日に、三股町長から三股町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づいて設置され、以下の項目について、検討するよう諮問を受けた。

- (1) 町長、副町長及び教育長の給料の額について
- (2) 町議会議員の報酬等の額について
- (3) 各種審議会委員など非常勤特別職の報酬等の額について

2 会議運営等について

この諮問を受け、令和7年9月12日、10月24日、12月24日及び令和8年1月19日の4回にわたり、審議会を開催した。

本町の特別職の給料及び報酬の額は、平成29年度に現行に改定されて以来、現在に至るまで据え置きとなっている。

本町は、国主導による市町村合併が推進された中、自立を選択し、令和7年3月に「第八次三股町行政改革」を策定し、窓口業務等に係るデジタル化の推進、公共施設等の省エネ化による脱炭素化の推進等、次世代ツールを活用した事務効率化の推進等、時代に即した行政運営に取り組んでいる。

本審議会は、このような情勢や諮問の趣旨を十分に認識した上で、本町の財政状況、県内市町村の状況、本町と人口規模や産業構造が類似している県内外町村の状況、議員の活動状況等の資料に基づき、積極的な意見交換を行い、厳正、公正、中立の立場から慎重に審議を行った。

3 審議結果及び意見について

近年の急激な物価上昇により、賃金等の人工費が全体的に増加傾向にある中、町三役や議会議員、その他特別職の報酬等について、さまざまな意見が交わされたところであるが、平成29年度以来8年間に渡り据え置かれており、類似団体等と比較した場合、その差が縮まってはいるものの、依然として差がある状況であるので、一定の増額が適当であるとの意見が多数を占めた。

議会議員等については、議員のなり手不足についての意見もあり、報酬面の改善も必要条件と考えられるが、それだけの問題点ではないとの指摘もあった。農業委員等については、高齢化による未相続、地主不明の農地の増加に伴い、相続等の相談が増え、年々仕事が煩雑化している状況である。

各種委員についても、有能な人材を確保していく必要があること等を考慮し、類似団体等の水準まで引き上げることを念頭に、次のとおり改定することが適当であるとの結論に達した。

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

区分	現行額	引上額	改定額	改定率
町長	760,000円	40,000円	800,000円	5.26%
副町長	612,000円	29,000円	641,000円	4.74%
教育長	582,000円	6,000円	588,000円	1.03%

(2) 町議会議員の報酬の額等について

区分	現行額	引上額	改定額	改定率
議長	325,000円	26,000円	351,000円	8.00%
副議長	260,000円	31,000円	291,000円	11.92%
委員長	244,000円	35,000円	279,000円	14.34%
議員	236,000円	35,000円	271,000円	14.83%

(3) 各種審議会委員など非常勤特別職の報酬の額等について

①年額で定められている非常勤特別職

区分	現行額	引上額	改定額	改定率
農業委員会	会長	621,000円	25,000円	646,000円
	職務代理者	475,000円	19,000円	494,000円
	委員	441,000円	18,000円	459,000円
	最適化推進員	441,000円	18,000円	459,000円
教育委員会	委員	396,000円	12,000円	408,000円
監査委員	代表	804,000円	40,000円	844,000円
	議会	626,000円	19,000円	645,000円
選挙管理委員会	委員長	235,000円	0円	235,000円
	委員	169,000円	0円	169,000円

②日額で定められている非常勤特別職

区分	現行額	引上額	改定額	改定率
委員長	5,700円	0円	5,700円	0.00%
委員	5,600円	0円	5,600円	0.00%

4 付帯意見について

特別職の報酬等については、上記のとおり答申するが、報酬等については、類似団体等との均衡を図る必要があり、常にその水準を検討すべき事案と考えられるので、定期的あるいは適時に当審議会を開催し、引き続き検討することを要望する。

令和8年1月23日

三股町特別職報酬等審議会

会長 嶋田 松夫

委員 菅野 善明

委員 廣瀬 吉弘

委員 福山 陽子

委員 福永 謙二

委員 西久保 秀樹

委員 森 秋生